

○財務省告示第三百九十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二四トン
四	一八、一二二トン
五	一、一三五トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
二八五トン	八六六トン	一一、三八七トン	一〇六、五五四トン	八、一四九トン	三四四トン	三二〇、〇〇二トン	八五九、九九〇トン	四、一六八、一二一トン	五二、四六五トン	一〇、〇九四トン	四、九九九トン	二七、〇八八トン	一二トン	一七トン	八トン

二九		三九四トン
二八		三トン
二七		九、三三ートン
二六		二、九九九トン
二五		〇トン
二四		一三トン
二三		三、七九ートン
二二		一五、〇六四トン
二一		六六六トン